

国民年金加入者が受給できる三種類の基礎年金

～ 老 齢 基 礎 年 金 ～

国民年金保険料を納めた期間（第2号及び第3号被保険者期間などを含む）、免除期間、合算対象期間（任意加入とされていた期間に被保険者とならなかった期間など）を合わせて、原則25年以上ある人が、65歳になったときから受け取れます。

$$\text{年額（平成25年度）満額} \quad 786,500\text{円} \times \left[\frac{\text{保険料納付済月数}}{4/8} + \frac{\text{全額免除月数}}{4/8} + \frac{\text{4分の1納付月数}}{5/8} + \frac{\text{半額納付月数}}{6/8} + \frac{\text{4分の3納付月数}}{7/8} \right] \times 40\text{年（加入可能年数）} \times 12\text{月}$$

※希望により60歳から65歳になるまでの間に減額された年金を受け取る繰上げ請求、65歳から70歳になるまでの間に増額された年金を一生涯受け取る繰下げ請求という受給方法もあります（詳しくは8月号「ねんきん通信」をご覧ください。）が、繰上げて受給すると、65歳前に特別支給される老齢厚生年金が支給停止されたり、病気やけがで障害者になっても障害基礎年金が受けられなかったりしますので、留意してください。

国民年金からは、老齢基礎年金のほか、不慮の事故の際などに支給される『障害基礎年金』と『遺族基礎年金』があります。

～ 障 害 基 礎 年 金 ～

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。年金額は、障害の程度が一級のとときが983,100円（平成25年度価格・年額・以下同じ）、それより軽い程度の一級のとときが786,500円です。また、障害基礎年金には子（生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で一級・二級の障害の状態にある子・以下同じ）の加算額があって、その額は一人について75,400円（ただし、二人目までは一人について226,300円）です。

～ 遺 族 基 礎 年 金 ～

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が一人の妻に支給されるときが1,012,800円、一人の子だけに支給されるときが786,500円です。また、子が二人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日等（障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ）のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、三分の二以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件（三分の二要件）」を満たす必要があります。または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（保険料納付要件）が必要です。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要がありません。

ご自分が、保険料納付要件を満たしているかどうかご心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、お問い合わせください。

詳しくは、**稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または町民課保健福祉グループ（電話5-1115内線160、告知端末機5-8815）にお問い合わせください。**